

令和7年度第5回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和7年7月10日（木）			
招集場所	日南町役場 議場			
開会時間	9時00分		閉会時間	10時10分
出席委員	番 号	氏 名	番 号	氏 名
	1 番	佐々木 幸 喜	6 番	嶋 川 克 寿
	2 番	坪 倉 完 洋	7 番	大 塚 清 子
	3 番	梅 林 操	8 番	足 立 福 子
	4 番	足 立 進 也	9 番	糸田川 啓
	5 番	塩 見 真由美	10番	福 田 英 夫
出席推進委員	日野上	倉 光 伸 也	多 里	山 形 美智也
	山 上	坪 倉 幹 也	石 見	片 岡 興 三
	山 上	妹 尾 重 寿	石 見	難 波 豊 治
	阿毘縁	岸 幸 利	福 栄	山 本 昌 樹
	大 宮	藤 原 恵 司		
欠席した委員				
議事録署名委員	5 番	塩 見 真由美	6 番	嶋 川 克 寿
出席した職員	事務局長	高 橋 裕 次	主 事	田 淵 九 大
	農林課主事	山 田 祐 志		

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨 拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報 告 事 項	
報告第1号	農業経営改善計画の認定の報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
報告第3号	公共工事の施工に伴う農地転用の報告について
報告第4号	公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第2条第1項の規定による申請の決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、 農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について
6. 協 議 事 項	
協議第1号	令和7年度 農地利用状況調査（農地パトロール）について

協議第 2 号	その他
7. そ の 他	
8. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	改めまして、皆様おはようございます。定刻より若干早いですが、皆様お集りになりましたので、令和 7 年度 第 5 回日南町農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、福田会長よりご挨拶を頂戴いたします。
挨 拶	議 長	皆さん、おはようございます。今年は早々に梅雨も明け、連日暑い日が続いています。この二日間は場所によって夕立のような雨もありましたが、今後の 1 ヶ月予報では平年に比べて気温もかなり高く、降水量は少ないという予報です。これから出穂期を迎える水稻は水不足が気になるところで、高温による農作物の影響も懸念されるところです。また、何より農家の皆さんには熱中症には十分注意し、作業をしていただきたいと思います。 次に、本日配布資料にあります、例年は 9 月上旬に発表されていましたが、鳥取西部農協の米の買取概算金が発表されました。概算金制度はこれまで通り、出荷時に概算金の支払い、最終清算金を翌年夏に支払うということです。今年の概算金はうるち玄米、もち玄米ともに全品種一等米 11,000 円、二等米 10,700 円ということです。品種間の差額はなく、生産コストを踏まえての価格設定という説明です。品種間の差額については販売結果を最終精算金に反映させるとのことです。ちなみに昨年はコシヒカリ一等米が 8,800 円でしたので、2,200 円アップとなっております。また、販売の方法ですが、これまでの鳥取西部農協「独自の直接販売」から「全農とっとりへの委託販売」に変更したとの記載もあります。今年の米の買取価格につきましては、昨年以上の価格での取引が予想されますが、長期的に米作りに魅力の持てる価格に落ち着くように期待しています。 そして報告ですが、6 月 23 日 第 101 回 鳥取県農業会議通常総会が倉吉で行われ出席してきました。内容は令和 6 年度事業報告及び収支決算の承認の件、定款の変更の件で 2 議案とも原案通り承認されました。101 回という総会の回数に農業委員会の長い歴史を感じたところです。 以上報告申し上げて、令和 7 年度 第 5 回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。
議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第 30 条の規定により、議長が指名するとし、5 番 塩見農業委員、6 番 嶋川農業委員を指名した。
報告第 1 号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告について農林課お願いします。
	農林課 主事	農林課山田です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定の報告についてです。 初めに、今回改選になって初めての委員の方もおられますので、若干説

	明をさせていただきます。 農業改善計画の認定については、認定農業者と呼ばれる農業者のことで、町が認定を行う農業者のことです。町が計画を認定するものですが、農業委員会や農協等にも意見を求めることができるとされており、町での審査会を経て、農業委員会の意見を参考にしながら町で認定を行っています。 経営の試算書等については日野普及所にもご協力いただいております。町としては再認定したいと考えております。今回ご報告する中でご意見等あると思っております。これを申請者にも伝えて今後の経営に活かしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日配布の資料は終了時に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。 本日は△△の〇〇〇さん、〇〇〇さんの連名となります。6月24日に審査会を行い、今回報告をさせていただくものになります。 農業経営改善計画 ①農業経営体の営農活動の現状及び目標 ②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標 ③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置 ④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置 ⑤農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置 ⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置 別紙 経営収支計算書現状と目標
議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (9番 糸田川職務代理挙手) 9番 糸田川職務代理。
糸田川 職務代 理	以前から疑問に思っていたことですが、ご本人がいらっしゃると質問しづらいと思います。退席してもらったほうがやりやすいと思いますが、いかがでしょうか。
議 長	(高橋事務局長 挙手) 高橋事務局長。
高橋事 務局長	以前からご本人がいらっしゃるというケースがありました。この農業委員会の中にも認定農業者の認定を受けておられる方もおられます。本来であれば活発な議論をするにあたり、糸田川職務代理がおっしゃられた通りだと思います。 さきほどの農林課の説明もありましたが、この認定農業者の認定については、農業委員会は意見を述べるという内容にとどめております。従いまして、認定申請書の細かい内容については、既に審査会で協議しております。特に所得関係については普及所とも協議しながら、しっかりと目標を立てておられます。そういった意味では意見を述べるところではないのかなと個人的には思っておりますので、引き続き、この形でご審議いただけたらと思います。
議 長	その他、ご質問、ご意見がございますか。 (高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。

	高橋事務局長	今回の経営改善計画の認定についてですが、〇〇〇さんはお二人の連名となっております。家族経営協定を締結し、共同経営が要件の一つとなっており、連名の認定が可能となりますので、連名での認定報告となります。 今回の申請について町から説明を頂けたらと思います。まず初めに、認定申請書の申請年月日の記載がなく、受付印の押印也没有ありません。というのも、〇〇〇さんは経営改善計画の認定を受けて、国の政策支援対象要件に該当するとして農業者年金に加入しておられます。認定がない場合は政策支援の対象とならないということになります。本来であれば期間満了までに再認定の手続きを行う必要がありますが、期間満了までに再認定の手続きができておりませんでした。従いまして、農業者年金の政策支援が受けられない状態が発生しております。 こういった事案があったということは、何が原因だったのかということが問題だと思います。申請者の方からの申請の遅れなのか、再認定のための審査が速やかに行われていなかったのかということだと思います。再認定を行うということであれば事前に再認定の確認の手続きが必要となると思います。前回 1 月に農業経営改善計画の認定の報告があった時も期間満了後に審査を行い、再認定を行ったケースもありました。 町としてまず、認定申請書の申請日の記載し受付印の押印のある書類を提出していただきたいと思います。 農業経営改善計画の認定については、補助事業、資金融資、農業者年金政策支援等、農業者の方に直接関わる要件もありますので、認定の切れ目がないように町執行部にお願いしたいと思います。
	議 長	事務局から意見がありましたが、農林課から述べることがありますか。
	農林課主事	申請書の申請日の記載、押印のある書類を提出してほしいということで、次回からそのようにしていきたいと思います。また、認定の期日が過ぎてから審査会を行っていた事案もあります。再認定については、期間満了までに再認定の手続きを行うというのが正しいと思っておりますので、改善していきたいと新しい担当者も進めていっていることです。 また、事前の更新の通知についてもしっかり行うとして、進めております。
	議 長	農業経営改善計画の認定についての説明がありました。農林課に持ち帰って、報告をしていただき、今後このようなことがないようにお願いいたします。 その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので、次に移ります。
報告第 2 号	議 長	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について。 資料 3 頁について説明。 合意解約の届出 1 件。本日の議案にもありますが、解約後は□□□株式

		会社と契約予定です。
	議 長	報告第 2 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第 3 号	議 長	報告第 3 号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について事務局お願いします。
	主 事	報告第 3 号 公共工事の施工に伴う農地転用の報告について。 資料 5 頁について説明。 △△地区耕地災害復旧工事にかかる流用土の仮置きのための一時転用。 資料 6 頁から平面図、位置図等の資料をつけております。
	議 長	報告第 3 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
報告第 4 号	議 長	報告第 4 号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について事務局お願いします。
	主 事	報告第 4 号 公共工事の施工に伴う農地転用の完了報告について。 資料 9 頁について説明。 申請番号 1、2 番ともに、△△川外河川施設修繕工事にかかる仮設道及び仮置場の設置。 資料 10 頁完了後の現地写真をつけております。
	議 長	報告第 4 号についてご質問、ご意見がございましたか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第 1 号	議 長	続いて議事に移ります。議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について事務局お願いします。
	主 事	議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による申請の決定について。 資料 11 頁について説明。 申請番号 1、農地所有者、△△の〇〇〇さん 申請番号 2、農地所有者、△△の〇〇〇さん 資料 12 頁について詳細を説明。 申請番号 1 全体 14 筆、非農地の事由として、20 年以上耕作しておらず、今後も耕作の予定はない。 申請番号 2 全体 1 筆 非農地の事由として、20 年以上耕作しておらず、今後も耕作の予定はない。 資料 14 頁から町内位置図、中間図、字切図、現地確認写真。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありましたらお願いします。 (6 番 嶋川農業委員挙手) 6 番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	6 月 23 日に農地部会を行いました。申請番号 1 の△△地区の案件については、旧中学校の跡地周辺が複雑に入り組んでおります。現在は原野の状態となっております。また、△△バイパスの県道の一部が未登記扱いになっていたところがそのままになっていたところもあります。この農地は直接農業委員会に影響があるものではありませんが、課税課での未登記公用

		地扱いにするために農業委員会の証明が必要になります。農地パトロールでそういった農地が発見できればいいかとは思いますが。 申請番号 2 の△△地区の案件については、家の後ろに大木がある状態でした。 どちらの案件も非農地として問題ないと思います。
	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございいますか。無いようですので採決に移ります。申請番号順に採決を行います。議案第 1 号 申請番号 1 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 1 は承認された。
	議 長	議案第 1 号 申請番号 2 について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号 申請番号 2 は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。 資料 23 頁について説明。 申請番号 1、譲渡人、△△郡△△町の〇〇〇さん、譲受人、△△の〇〇〇さんの売買による所有権移転の申請。 資料 24 頁について説明。 4 月総会において、×××番地、×××番地を承認いただいております。今回 1 筆残っていたところがあり、改めて申請されたものです。資料 27 頁の字切図でもわかるように、×××番地に付随する原野となります。売買価格については 4 月総会で許可となった 2 筆と合わせて◇◇◇万円と伺っております。
	議 長	議案第 2 号について説明が終わりました。農地部会からのご意見がありますでしょうか。 (6 番 嶋川農業委員挙手) 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	特にありません。
	議 長	議案第 2 号についてご質問、ご意見がございいますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。
議案第 3 号	議 長	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。
	主 事	議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画案の意見照会に対する回答について。

		資料 31 頁から説明。 資料 32 頁、新規の契約が 6 件、再設定の契約が 1 件、合計 7 件、合計面積 40,945 m²です。 資料 41 頁から 45 頁に賃借権を受けられる農業経営状況の資料を添付していますので、ご確認お願いいたします。
	議 長	議案第 3 号についてご質問、ご意見がございましたか。 (6 番 嶋川農業委員挙手) 6 番 嶋川農業委員。
	嶋川農業委員	もしわかれば教えてもらいたいと思いますが、△△の〇〇〇さんが 4 件のうち 3 件がきつと先代が亡くなられて、相続しておられると思いますが、先代の方のお名前を教えてくださいましていただけますか。
	主 事	先代の方のお名前を教えてくださいましてのことですが、この場ではわかりませんので、確認してお伝えさせていただけたらと思います。
	議 長	事務局は個別に嶋川農業委員とやり取りをしてください。 その他、ご質問、ご意見がございましたか。 (高橋事務局長挙手) 高橋事務局長。
	高橋事務局長	株式会社□□□の経営状況について、地元委員さんでわかれば教えていただければと思います。株式会社□□□は農業と林業を主として経営を行っておられるところではありますが、資料 41 頁の農地の借入地が約 50ha あります。△△地域を中心に、△△、△△地域もかなり広い規模の農地の集積を行っておられます。例えば今年の農業の進捗状況、今後も農地の集積ができるかどうかということがわかれば教えていただけたらと思います。
	議 長	事務局から問い合わせがありましたが、地元委員の方が詳しいのかなと思います。わかる範囲で説明をお願いできますか。 (難波農地利用最適化推進委員挙手) 難波農地利用最適化推進委員。
	難波推進委員	株式会社□□□で手伝いをしていますが、現在の農業の状況としては手一杯ですので、これ以上は無理じゃないかなと思います。 さらに高齢化になって離農される方もおられるとは思いますが、これ以上は難しいと思います。
	議 長	現状の借り入れている圃場は管理できていますか。
	難波推進委員	最後の田植えが 2, 3 週間前に終わったところです。
	高橋事務局長	ありがとうございます。担い手への農地集積の推進をしておりますが、担い手の農業設備ではいっぱいになっているというお話を聞く機会がありました。先ほど認定農業者の報告でも機械更新の意向もありました。現状の人員等を考えますと、担い手への農地の集積はいいところまで来ているのではないのかなとなったときに、その先どうするのかということが非常に問題になってくると思います。 農業委員の皆さんにはそのあたりの情報収集をしていただき、今後の経営の拡大や継続等についても情報収集していただけたらと思います。

	議 長	事務局から担当地区の担い手農家の状況について把握をしてほしいということで要望がありました。各自、確認をお願いできればと思います。 その他、議案第3号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので、採決に移ります。議案第3号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第3号は承認された。
協議第1号	議 長	続いて協議事項に移ります。協議第1号 令和7年度 農地利用状況調査(農地パトロール)について事務局お願いします。
	主 事	協議第1号 令和7年度 農地利用状況調査(農地パトロール)について。 資料39頁について説明 今年度の調査の進め方ですが、昨年度、町内すべての農地の確認を行っていただきました。今年度は昨年度の結果をもとに荒廃農地A分類の緑と黄色と判定した農地や中山間協定から外れている農地、契約のついていない農地を中心に確認したいと考えています。昨年度赤判定、再生困難とした農地の確認は行わず、緑、黄色判定、契約のついていない農地を確認したいと考えています。 調査の日程案をつけておりますが、8月18日から調査を開始できたらと考えています。本日の総会終了後に各地区の担当委員で日程を協議していただき、事務局まで報告をお願いいたします。 調査地区、担当案をつけております。集合場所については昨年度と同様ですが、△△地区については△△地域振興センターに訂正をお願いいたします。また、集合場所の変更がある場合はご連絡をお願いいたします。
	議 長	協議第1号についてご質問、ご意見がございますか。 (倉光農地利用最適化推進委員挙手) 倉光農地利用最適化推進委員。
	倉光推進委員	昨年全筆調査をして、タブレットに入力をしました。今年はそういう調査はしないのか。
	主 事	昨年度は全農地を確認していただきましたが、今年度は昨年度調査で再生困難とした農地は基本的には再生ができなくなるころだと思えます。その部分は今年の調査から外します。中山間協定に入っている農地や契約のついている農地も基本的には耕作管理されているという考えで、この農地も今年の調査から外します。 調査対象農地が昨年度確認していただいた、緑区分、黄色区分に判定した農地と、中山間協定から外れている農地と、契約のついていない農地を確認したいと考えています。
	倉光推進委員	自分は△△地区ですが、どの程度調査に時間がかかるか、例えば、半日で終わるのか1日で終わるのか。
	主 事	日南町の農地はほとんどが中山間協定に入っており、筆数は昨年度からかなり減ると考えており、半日で終わると考えていますが、場合によっては1日かかる地区もあるかと思えます。地区ごとに筆数はばらつきがありますが、昨年の筆数から3分の1以下になると思えます。

	高橋事務局長	先ほど倉光農地利用最適化推進委員からご質問がありました件ですが、昨年度の全筆調査はタブレットを利用して調査をしていただきました。大変苦労したと伺っております。事務局としても改善ができればと考えておりますので、今年度は的を絞った形での調査を進めたいと考えております。 対象となる農地については事前にお知らせし、把握できるようにしていきたいと考えております。また、熱中症対策の義務化ということもあります。十分配慮しなければならないと考えておりますが、できるだけ短時間で終わるように準備を進めております。 すでに再生困難な農地は農業委員会として非農地という扱いになりますので、再度確認する必要はないと考えております。1号遊休農地の緑区分と黄色区分はまだ再生可能である農地について今度どのようにしていくかという判断も含めながらパトロールをしていただけたらと思います。
	議 長	倉光農地利用最適化推進委員、よろしいでしょうか。 (倉光農地利用最適化推進委員 意見なし) その他、ご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
協議第2号	議 長	協議第2号 その他 皆さんから協議することがあります。無いようですので次に移ります。
そ の 他	議 長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	次回総会は、令和7年8月8日(金)午前9時から開会予定です。ご予定をお願いいたします。 開催通知には記載しておりませんが、本日総会終了後、短時間ではありますが、研修会を行いたいと思います。令和7年度から制度改正がありました、中山間直接支払制度、多面的機能支払い交付金の説明を地元代表者の方へ説明会をしております。農業委員の皆様も概要についてご理解いただけたらと思いますので、急遽研修の場を設けさせていただきましたので、ご参加をお願いいたします。 また、研修会終了後の現地確認はありません。本日は農政部会を開催させていただきたいと思います。農政部会の委員の皆様は第3会議室にお集まりください。本日は秋作業の賃金について協議、検討を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。 最後に本日配布の資料について説明をさせていただきます。冒頭会長のご挨拶でもお話がありましたが、JAから令和7年度産の米の概算金についてのチラシを配布しております。また、全国農業委員会会長大会が5月28日に行われました。その時の資料を抜粋しております。政策の提案、申し合わせ決議についての資料となります。ご確認をお願いいたします。
閉 会	議 長	皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上を持ちまして令和7年度第5回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和7年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員